

公開用

令和 8 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 8 年 6 月 8 日 提出

目 次

議案第 6 3 号	専決処分の承認について-----	7
議案第 6 4 号	専決処分の承認について-----	1 5
議案第 6 5 号	令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 号)-----	1 9
議案第 6 6 号	令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号)-----	3 2
議案第 6 7 号	茅ヶ崎市行政手続条例の一部を改正す る条例-----	5 4
議案第 6 8 号	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正す る条例-----	5 6
議案第 6 9 号	茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条 例-----	5 7
議案第 7 0 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例-----	5 9
議案第 7 1 号	茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例-----	6 6
議案第 7 2 号	茅ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例-----	7 0
議案第 7 3 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例-----	7 1

議案第 7 4 号	茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例-----	7 2
議案第 7 5 号	茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例-----	7 3
議案第 7 6 号	農業委員会委員の任命について-----	7 4
議案第 7 7 号	農業委員会委員の任命について-----	7 7
議案第 7 8 号	農業委員会委員の任命について-----	7 9
議案第 7 9 号	農業委員会委員の任命について-----	8 1
議案第 8 0 号	農業委員会委員の任命について-----	8 3
議案第 8 1 号	農業委員会委員の任命について-----	8 5
議案第 8 2 号	農業委員会委員の任命について-----	8 7
議案第 8 3 号	農業委員会委員の任命について-----	8 9
議案第 8 4 号	農業委員会委員の任命について-----	9 1
議案第 8 5 号	農業委員会委員の任命について-----	9 3
議案第 8 6 号	農業委員会委員の任命について-----	9 5
議案第 8 7 号	農業委員会委員の任命について-----	9 7
議案第 8 8 号	農業委員会委員の任命について-----	9 9
議案第 8 9 号	農業委員会委員の任命について-----	1 0 1
議案第 9 0 号	工事請負契約の変更について-----	1 0 3
議案第 9 1 号	指定管理者の指定について-----	1 0 4
議案第 9 2 号	権利の放棄について-----	1 0 5

議案第 9 3 号	和解について-----	1 0 6
議案第 9 4 号	和解について-----	1 0 7
議案第 9 5 号	和解について-----	1 0 8
議案第 9 6 号	市道路線の廃止について-----	1 1 0
議案第 9 7 号	市道路線の認定について-----	1 1 3
報告第 4 号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて-----	1 1 6
報告第 5 号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について-----	1 1 7
報告第 6 号	土地信託の事務処理状況について-----	1 1 8
報告第 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費繰越計算書について-----	1 1 9
報告第 8 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について-----	1 2 5
報告第 9 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について-----	1 3 5
報告第 1 0 号	令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の繰越計算書について-----	1 3 9
報告第 1 1 号	専決処分の報告について-----	1 4 2
報告第 1 2 号	専決処分の報告について-----	1 4 3
報告第 1 3 号	専決処分の報告について-----	1 4 4
報告第 1 4 号	専決処分の報告について-----	1 4 5

専決処分の承認について

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和8年茅ヶ崎市条例第21号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、移動等円滑化が特に必要な建築物に該当する家屋のうち、利便性等向上改修工事が行われたものに対する固定資産税等の額を減ずる割合を定めた等のため、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第25条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第58条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第58条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第58条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第58条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第58条の3から第58条の8までを削る。

第59条（見出しを含む。）、第60条の見出し、同条、第61条の見出し、同条及び第61条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第63条の見出し、第64条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

。

第65条第2項前段中「第58条第3項ただし書」を「第58条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第58条第3項ただし書」を「第58条第2項ただし書」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第2条の5の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第2条の5 削除

附則第2条の6に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付

し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改める。

附則第2条の7中「附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項、附則第21条の10第1項又は附則第21条の11第1項」を「附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の6第1項、附則第21条の7第1項又は附則第21条の8第1項」に改める。

附則第2条の11第1項中「令和9年度まで」を「令和12年度まで」に改め、同条第2項中「、附則第2条の5第1項」を削る。

附則第3条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、同条に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第4条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同

条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第4条の2の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

附則第4条の2第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条から第19条の4までを削る。

附則第20条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日から」を「令和7年4月1日から」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第17条とする。

附則第21条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を附則第18条とする。

附則第21条の2を附則第19条とする。

附則第21条の3第3項第1号中「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条

の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第21条の4第3項第1号中「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の4第1項」を「附則第21条第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の4第1項」を「附則第21条第1項」に改め、同条を附則第21条とする。

附則第21条の5第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条第3項第1号中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条を附則第21条の2とする。

附則第21条の6第1項及び第2項中「令和8年度まで」を「令和11年度まで」に改め、同条を附則第21条の3とする。

附則第21条の7第1項中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条を附則第21条の4とする。

附則第21条の8第2項中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の7第1項」を「附則第21条の4第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の5とする。

附則第21条の9第2項第1号中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の6とする。

附則第21条の10第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に、「附則第21条の10第1項」を「附則第21条の7第1項」に改め、同条を附則第21条の7とする。

附則第21条の11第2項第1号中「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同条を附則第21条の8とする。

附則第21条の12第2項第1号中「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の11第3項後段」を「附則第21条の8第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の11第3項後段」を「附則第21条の8第3項後段」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の11第3項後段」を「附則第21条の8第3項後段」に改め、同条を附則第21条の9とする。

附則第21条の13第2項第1号中「附則第21条の12第1項」を「附則第21条の9第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の12第1項」を「附則第21条の9第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の12第1項」を「附則第21条の9第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の12第3項後段」を「附則第21条の9第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の12第3項後段」を「附則第21条の9第3項後段」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の12第3項後段」を「附則第21条の9第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第21条の12第3項前段」を「附則第21条の9第3項前段」に改め、同条を附則第21条の10とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の茅ヶ崎市市税条例（第5項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1

項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(調整規定)

8 茅ヶ崎市市税条例は、茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例(令和7年茅ヶ崎市条例第31号)によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年茅ヶ崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「の種別割」を削り、「附則第20条」を「附則第17条」に改める。

専決処分の承認について

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の改正に伴い、患者の希望による先発医薬品の処方等について徴収する費用の額を引き上げたため、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年5月15日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額

を

先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた処方等に係る使用料の額については、なお従前の例による。

令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,112,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		8,103,017	1,237	8,104,254
	1 県負担金	5,329,097	1,237	5,330,334
19 繰入金		1,985,941	39,072	2,025,013
	2 基金繰入金	1,911,515	39,072	1,950,587
21 諸収入		3,998,793	21,787	4,020,580
	5 雑入	1,094,787	21,787	1,116,574
歳 入 合 計		97,050,000	62,096	97,112,096

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		43,773,426	1,237	43,774,663
	1 社会福祉費	18,675,654	1,237	18,676,891
4 衛生費		13,652,333	39,072	13,691,405
	2 清掃費	5,109,968	39,072	5,149,040
8 土木費		7,147,800	21,787	7,169,587
	3 河川費	347,002	21,787	368,789
歳 出 合 計		97,050,000	62,096	97,112,096

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
指定ごみ袋作製業務委託経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 203,705	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 213,717

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入
歳

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	8,103,017	1,237	8,104,254
19 繰入金	1,985,941	39,072	2,025,013
21 諸収入	3,998,793	21,787	4,020,580
歳入合計	97,050,000	62,096	97,112,096

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	43,773,426	1,237	43,774,663
4 衛生費	13,652,333	39,072	13,691,405
8 土木費	7,147,800	21,787	7,169,587
歳 出 合 計	97,050,000	62,096	97,112,096

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	内
国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,237	0	0	0
0	0	39,072	0
0	0	21,787	0
1,237	0	60,859	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	8,103,017	1,237	8,104,254
1 県負担金	5,329,097	1,237	5,330,334
1 民生費県負担金	5,292,468	1,237	5,293,705
19 繰入金	1,985,941	39,072	2,025,013
2 基金繰入金	1,911,515	39,072	1,950,587
9 ごみ減量化・資源化基金繰入金	511,329	39,072	550,401
21 諸収入	3,998,793	21,787	4,020,580
5 雑入	1,094,787	21,787	1,116,574
2 雑入	1,091,746	21,787	1,113,533
歳 入 合 計	97,050,000	62,096	97,112,096

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	社会福祉費負担金	1,237	1 民生委員費負担金	1,237
1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	39,072	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	39,072
8	土木費雑入	21,787	15 千ノ川整備事業費負担金	21,787

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	43,773,426	1,237	43,774,663		
1 社会福祉費	18,675,654	1,237	18,676,891		
1 社会福祉総務費	5,841,620	1,237	5,842,857	県支出金	1,237
4 衛生費	13,652,333	39,072	13,691,405		
2 清掃費	5,109,968	39,072	5,149,040		
1 清掃総務費	1,751,417	39,072	1,790,489	そ の 他	39,072
8 土木費	7,147,800	21,787	7,169,587		
3 河川費	347,002	21,787	368,789		
2 河川管理費	104,813	21,787	126,600	そ の 他	21,787
歳 出 合 計	97,050,000	62,096	97,112,096		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	1,237	20 民生委員関係経費	1,237
12 委託料	39,072	20 清掃総務管理経費	39,072
14 工事請負費	21,787	50 千ノ川整備事業費	21,787

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
指定ごみ袋作製業務委託経費	千円 213,717		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額	左の財源内訳				
	特 定 財 源	一般財源			
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
令和8年度 ） 令和9年度	213,717			213,717	

令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,637,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,178,586	355,774	18,534,360
	1 国庫負担金	15,712,966	308,163	16,021,129
	2 国庫補助金	2,397,005	47,611	2,444,616
16 県支出金		8,104,254	15,922	8,120,176
	1 県負担金	5,330,334	11,972	5,342,306
	2 県補助金	2,294,031	3,770	2,297,801
	3 委託金	479,889	180	480,069
19 繰入金		2,025,013	16,175	2,041,188
	2 基金繰入金	1,950,587	16,175	1,966,762
20 繰越金		2,000,000	111,616	2,111,616
	1 繰越金	2,000,000	111,616	2,111,616
21 諸収入		4,020,580	25,565	4,046,145
	4 受託事業収入	1,054,004	110	1,054,114
	5 雑入	1,116,574	25,455	1,142,029
歳 入 合 計		97,112,096	525,052	97,637,148

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,458,586	14,040	11,472,626
	1 総務管理費	9,257,356	14,040	9,271,396
3 民生費		43,774,663	462,195	44,236,858
	1 社会福祉費	18,676,891	8,947	18,685,838
	3 生活保護費	4,570,123	453,248	5,023,371
4 衛生費		13,691,405	6,363	13,697,768
	1 保健衛生費	8,542,365	6,363	8,548,728
8 土木費		7,169,587	41,372	7,210,959
	4 都市計画費	4,086,673	41,372	4,128,045
10 教育費		8,238,325	1,082	8,239,407
	1 教育総務費	1,408,599	180	1,408,779
	3 中学校費	1,231,797	902	1,232,699
歳 出 合 計		97,112,096	525,052	97,637,148

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	2 小学校費	予 防 保 全 事 業	28,366

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柳島スポーツ公園 P F I 整備事業経費 (物価変動等による改定分)	令和9年度 ┆ 令和19年度	管理運営費473,531千円と 物価変動等に伴う額

千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,178,586	355,774	18,534,360
16 県支出金	8,104,254	15,922	8,120,176
19 繰入金	2,025,013	16,175	2,041,188
20 繰越金	2,000,000	111,616	2,111,616
21 諸収入	4,020,580	25,565	4,046,145
歳入合計	97,112,096	525,052	97,637,148

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,458,586	14,040	11,472,626
3 民生費	43,774,663	462,195	44,236,858
4 衛生費	13,691,405	6,363	13,697,768
8 土木費	7,169,587	41,372	7,210,959
10 教育費	8,238,325	1,082	8,239,407
歳 出 合 計	97,112,096	525,052	97,637,148

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財源		一般財源
定	地方債	その他	
国県支出金			
791	0	300	12,949
366,286	0	0	95,909
4,439	0	110	1,814
0	0	41,330	42
180	0	0	902
371,696	0	41,740	111,616

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,178,586	355,774	18,534,360
1 国庫負担金	15,712,966	308,163	16,021,129
1 民生費国庫負担金	15,700,618	307,500	16,008,118
2 衛生費国庫負担金	12,348	663	13,011
2 国庫補助金	2,397,005	47,611	2,444,616
2 民生費国庫補助金	918,831	47,611	966,442
16 県支出金	8,104,254	15,922	8,120,176
1 県負担金	5,330,334	11,972	5,342,306
1 民生費県負担金	5,293,705	11,972	5,305,677
2 県補助金	2,294,031	3,770	2,297,801
1 総務費県補助金	64,246	△6	64,240
3 衛生費県補助金	98,752	3,776	102,528
3 委託金	479,889	180	480,069
4 教育費委託金	420	180	600
19 繰入金	2,025,013	16,175	2,041,188

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費負担金	307,500	4 生活保護費負担金 (追加給付) (3/4)	307,500
1 保健衛生費負担金	663	1 感染症予防事業費負担金 (1/2)	663
3 生活保護費補助金	47,611	4 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (10/10)	47,611
3 生活保護費負担金	11,972	2 生活保護費負担金 (追加給付) (1/4)	11,972
1 総務管理費補助金	△6	3 地域日本語教育の総合的な体制づくり市町村推進事業費補助金	△6
1 保健衛生費補助金	3,776	1 予防接種健康被害救済費補助金 (3/4)	3,776
1 教育総務費委託金	180	2 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進研究委託金	180

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	基金繰入金	1,950,587	16,175	1,966,762
	4 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	2,895	300	3,195
	10 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金繰入金	19,930	15,875	35,805
20	繰越金	2,000,000	111,616	2,111,616
	1 繰越金	2,000,000	111,616	2,111,616
	1 繰越金	2,000,000	111,616	2,111,616
21	諸収入	4,020,580	25,565	4,046,145
	4 受託事業収入	1,054,004	110	1,054,114
	2 衛生費受託事業収入	335,064	110	335,174
	5 雑入	1,116,574	25,455	1,142,029
	2 雑入	1,113,533	25,455	1,138,988
歳 入 合 計		97,112,096	525,052	97,637,148

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1	まち・ひと・しごと創生基金繰入金	300	1	まち・ひと・しごと創生基金繰入金 300
1	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金繰入金	15,875	1	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金繰入金 15,875
1	前年度繰越金	111,616	1	前年度繰越金 111,616
1	保健衛生費受託事業収入	110	1	保健所業務受託事業収入 110
8	土木費雑入	25,455	14	行政代執行費用徴収金 25,455

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,458,586	14,040	11,472,626		
1 総務管理費	9,257,356	14,040	9,271,396		
1 一般管理費	3,841,910	△4,924	3,836,986	国庫支出金	797
				一般財源	△5,721
14 スポーツ振興費	681,221	18,705	699,926	一般財源	18,705
15 多様性社会推進費	35,436	259	35,695	県支出金	△6
				そ の 他	300
				一般財源	△35
3 民生費	43,774,663	462,195	44,236,858		
1 社会福祉費	18,676,891	8,947	18,685,838		
1 社会福祉総務費	5,842,857	8,947	5,851,804	国庫支出金	3,566
				一般財源	5,381

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2	給料	△2,758	10 職員給与費	△5,721
3	職員手当等	△1,632	20 一般管理経費	797
	2 地域手当	△442		
	4 通勤手当	△27		
	5 期末勤勉手当	△823		
	6 時間外勤務手当	△340		
4	共済費	△534		
12	委託料	18,705	70 柳島スポーツ公園管理運営経費	18,705
12	委託料	259	50 国際交流事業関係経費	259
2	給料	2,758	10 職員給与費	8,947
3	職員手当等	4,858		
	2 地域手当	442		
	4 通勤手当	27		
	5 期末勤勉手当	823		
	6 時間外勤務手当	3,566		
4	共済費	1,331		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 生活保護費	4,570,123	453,248	5,023,371		
1 生活保護総務費	267,457	43,248	310,705	国庫支出金	43,248
2 扶助費	4,302,666	410,000	4,712,666	国庫支出金	307,500
				県支出金	11,972
				一般財源	90,528
4 衛生費	13,691,405	6,363	13,697,768		
1 保健衛生費	8,542,365	6,363	8,548,728		
1 保健衛生総務費	3,589,704	5,035	3,594,739	県支出金	3,776
				一般財源	1,259

節		金額	説明		
区分					
1	報酬	3,489	50	生活保護扶助費（追加給付）事業費	43,248
3	職員手当等	902			
	17 会計年度任用 職員期末勤勉 手当	902			
8	旅費	338			
	1 費用弁償	328			
	2 普通旅費	10			
10	需用費	1,293			
	1 消耗品費	800			
	2 燃料費	31			
	4 印刷製本費	462			
11	役務費	1,228			
	1 通信運搬費	809			
	3 手数料	419			
12	委託料	35,998			
19	扶助費	410,000	20	生活保護扶助費（追加給付）	410,000
19	扶助費	5,035	40	予防接種健康被害救済事業費	5,035

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 予防費	967,037	1,328	968,365	国庫支出金	663
				そ の 他	110
				一般財源	555
8 土木費	7,169,587	41,372	7,210,959		
4 都市計画費	4,086,673	41,372	4,128,045		
1 都市計画総務費	3,306,697	41,372	3,348,069	そ の 他	41,330
				一般財源	42
10 教育費	8,238,325	1,082	8,239,407		
1 教育総務費	1,408,599	180	1,408,779		
2 事務局費	1,402,534	180	1,402,714	県支出金	180
3 中学校費	1,231,797	902	1,232,699		
1 学校管理費	1,096,079	902	1,096,981	一般財源	902
歳 出 合 計	97,112,096	525,052	97,637,148		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12	委託料	1,328	30 感染症対策事業費 1 感染症予防事業費	1,328 1,328
10	需用費	42	100 住環境整備事業費	25,497
	1 消耗品費	42	120 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業費	15,875
12	委託料	41,175		
13	使用料及び賃借料	155		
7	報償費	120	60 学校教育指導関係経費 1 学校教育指導関係経費	180 180
10	需用費	60		
	1 消耗品費	60		
10	需用費	902	40 施設設備補修費	902
	6 修繕料	902		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,676 (1,238)	1,696,683	7,049,246	15,404,366	2,867,298	18,271,664	
補正前	1,676 (1,236)	1,693,194	7,045,118	15,396,749	2,866,501	18,263,250	
比較	0 (2)	3,489	4,128	7,617	797	8,414	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	3,735,328	763,606				
	補正前	3,734,426	760,380				
	比較	902	3,226				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	6,591,152	13,249,589	15,868,024	
補正前	6,587,926	13,246,363	15,864,798	
比較	3,226	3,226	3,226	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	763,606		
	補正前	760,380		
	比較	3,226		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,216)	1,696,683	458,094	2,154,777	248,863	2,403,640	
補正前	(1,214)	1,693,194	457,192	2,150,386	248,066	2,398,452	
比較	(2)	3,489	902	4,391	797	5,188	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	458,094					
	補正前	457,192					
	比較	902					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	4,128	その他の増減分 4,128	期末勤勉手当 902 千円 時間外勤務手当 3,226 千円	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
柳島スポーツ公園PFI整備事業経費 (物価変動等による改定分)	千円 管理運営費 473,531千円と物価 変動等に伴う額		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額 千円	特定財源			
		国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
令和9年度 ～ 令和19年度	管理運営費 473,531千円と物価 変動等に伴う額				管理運営費 473,531千円と物価 変動等に伴う額

茅ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市行政手続条例（平成9年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第21条第3項（同条例第24条後段において準用する場合を含む。）若しくは第28条又は茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第7号）第28条第4項、第29条第5項、第30条第3項及び第31条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知につい

ては、なお従前の例による。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、行政手続法の改正に鑑み、聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続における公示の方法を改めるため提案する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市印鑑条例（昭和 50 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第 16 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるもの（第 1 号から第 3 号までに掲げるものにあつては電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに、第 4 号に掲げるものにあつては同法第 35 条の 2 第 7 項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であつて、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書
- (4) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第51条・第52条)」を「(第51条～第52条)」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項の規定による選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を「に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の次に「法

第19条第3号に掲げる」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「であって」を「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付する。

第51条第1項を次のように改める。

特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（次条第1項及び第52条第1項において「地域型保育事業」という。）の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。

第51条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、

「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第52条第3項」に改め、「章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める地域型保育事業の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「法第19条第2号」とあるのは「法第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利

用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項を次のように改める。

特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める地域型保育事業の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。

第52条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の施行の日の前日とする。

令和8年6月8日提出

提案理由

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る利用定員等の基準を定めるため提案する。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保育を行う場合」を「保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「であつて」を「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は

看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

第36条中「利用定員は」の次に「、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず」を加える。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加え

る。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」を「小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」に改め、「第49条において準用する」を削り、「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする）」を「とする」に改める。

附則第3項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第9項中「第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「算定されるものをいう。）」を「算定される保育士の数」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年7月4日から施行する。ただし、第14条の改正規定は令和8

年12月25日から、次項の規定は公布の日から施行する。

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の施行の日の前日とする。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模型保育事業所A型等に勤務する保育士の数の算定に係る基準を緩和するとともに、児童対象性暴力等を防止する等のための措置に係る基準を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童対象性暴力等を防止する等のための措置に係る基準を定めるため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第6条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度分の保険料の減免に係る特例）

- 14 市長は、令和8年度分の保険料に限り、第12条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第5号の特別の理由があると認める者のうち規則で定める者に対し、同条第2項に規定する申請書の提出をさせることなしに減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、令和8年度分の介護保険料の減免に係る特例を定めるため提案する。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市営住宅条例（平成9年茅ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表香川住宅の項中「ほか2筆」を「及び251番15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、香川住宅の一部の解体に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 池 杉 隆 司

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

池 杉 隆 司
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項から第4項まで省略)

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 石 井 修

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

石 井 修
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 石 井 保

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

石 井 保
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 市 川 テ ル エ
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

市 川 テ ル エ
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 岩 壁 俊 彦
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

岩 壁 俊 彦
(略)

經 歷

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 大 竹 孝 一
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

大 竹 孝 一
(略)

經 歷

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 岡 本 重 雄
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

岡 本 重 雄
(略)

經 歷

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)

氏 名 柿 澤 博

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

柿 澤 博
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 川 島 忠
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

川 島 忠
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 齋 藤 和 子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

齋 藤 和 子
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 杉 本 剛 昭

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

杉 本 剛 昭

(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 高 橋 芳 嗣
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

高 橋 芳 嗣
(略)

經 歷

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 原 田 勝 幸
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

原 田 勝 幸
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 吉 田 恵 子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

吉 田 恵 子
(略)

経 歴

(以下略)

工事請負契約の変更について

浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）の請負契約の一部を次のように変更する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

竣 工 期 限	変更前	令和8年7月31日
	変更後	令和8年12月25日

提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）の請負契約について、河川内における地中障害物への対応に日数を要したことから、工期の延長をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 施設 の 名 称 松林コミュニティセンター
- 2 指定管理者の名称 茅ヶ崎市赤羽根2635番地
松林地区まちぢから協議会
会長 細田 勲
- 3 指 定 の 期 間 令和8年7月1日から
令和13年3月31日まで

提案理由

本案は、松林コミュニティセンターの指定管理者に松林地区まちぢから協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 放棄する権利

平塚公証役場令和 3 年第 5 0 2 号公正証書遺言に基づく遺贈を受ける権利

2 遺贈の対象となる財産

預貯金その他金融資産

3 放棄の理由等

遺留分侵害額請求により、本市に負担が生じるおそれがあるため、上記の権利を放棄するものである。

提案理由

本案は、遺言者の相続財産について遺贈を受ける権利を放棄するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金 1,916,975 円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性及び女性
- 3 損害賠償の理由

令和 7 年 9 月 24 日午前 9 時 49 分頃、茅ヶ崎市新栄町 12 番 24 号地先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が国道 1 号を走行中、前方の相手方車両が停止したことに気付かず追突し、搭乗者が負傷したことから、これに対する治療費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金 1, 154, 335 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和 7 年 9 月 24 日午前 9 時 49 分頃、茅ヶ崎市新栄町 12 番 24 号地先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が国道 1 号を走行中、前方の車両が停止したことに気付かず追突し、追突された車両が、その前方で停止していた相手方車両に追突し、搭乗者が負傷したことから、これに対する治療費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 損害賠償の相手方

東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

トピー工業株式会社

代表取締役社長 石 井 博 美

2 概要及び経過

市が千ノ川整備事業（以下「本件事業」という。）用地として相手方から購入した土地の一部（以下「本件対象地」という。）において、地中からセメント改良体及びスレート等の埋設物（以下「本件埋設物」という。）が発見されたことにより、当初見込んでいない処分費用が発生したことを受け、令和 6 年 5 月 1 0 日付けで締結した土地売買契約（以下「本件売買契約」という。）第 7 条に規定する契約不適合責任に基づき、相手方が履行の追完を行うこと及びその方法について合意に至ったもの。

3 和解の内容

和解の内容の概略は次のとおりとする。

- (1) 市と相手方は、本件対象地内の本件埋設物が本件事業に支障を生じさせるものであり、本件対象地が本件売買契約の内容に適合しない状態にあることを確認する。
- (2) (1) の契約不適合を解消するため、相手方は、市が令和 7 年度に発注済みである本件事業に係る工事（以下「1 工区工事」という。）及び令和 9 年度発注予定の本件事業に係る工事（以下「2 工区工事」という。）の施工に際し受注者に支払う各工区工事の工事契約金額のうち、各工区工事に係る本件埋設物と汚染土壌の処理に要した費用から、本件埋設物がなかったと仮定した場合に汚染土壌の処理に要したと見込まれる費用を差し引いた額（以下「負担額」という。）を、市に支払う方法により履行の追完を行う。
- (3) 市は各工区工事の本件埋設物の処理状況について、定期報告及び工事完了後の完了報告を行う。相手方は、これらの報告に加えて、現地確認を行うことにより本件埋設

物の処理状況を適時把握する。

- (4) 市は、1工区工事については工事完了後に一括して、2工区については負担額が生ずる年度ごとに、負担額及びそれらの算定過程を相手方に通知し、相手方は、市に対して、当該各通知に記載の負担額を支払う。
- (5) 本件対象地において、本件埋設物以外の本件事業の支障となる埋設物（以下「その他埋設物」という。）が発見された場合には、相手方は本件売買契約第7条に基づき、履行の追完として、その他埋設物を予め市の同意を得た方法で処理することにより、本件対象地を本件事業に支障がない状態にする。
- (6) 相手方が、本合意に定める方法により履行の追完を完了したときは、本件対象地内の処理が完了した本件埋設物及びその他埋設物に関し、市は相手方に対する損害賠償請求を行わない。

提案理由

本案は、土地売買契約に基づく履行の追完について和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和8年6月8日提出

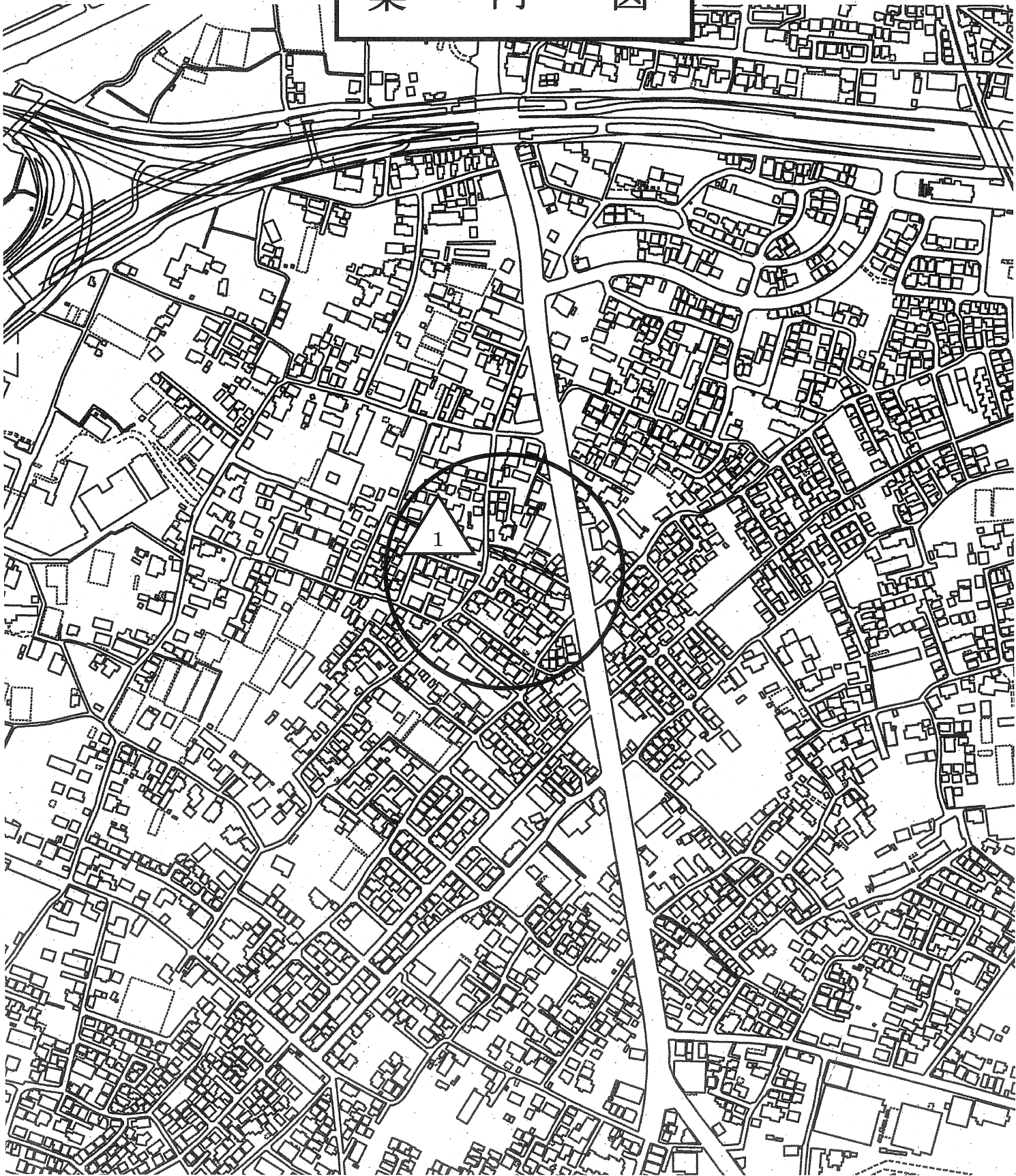
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	5185号線	西久保字大屋敷 787番2地先	西久保字大屋敷 778番1地先	m 54.55	m 1.22


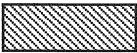
提案理由

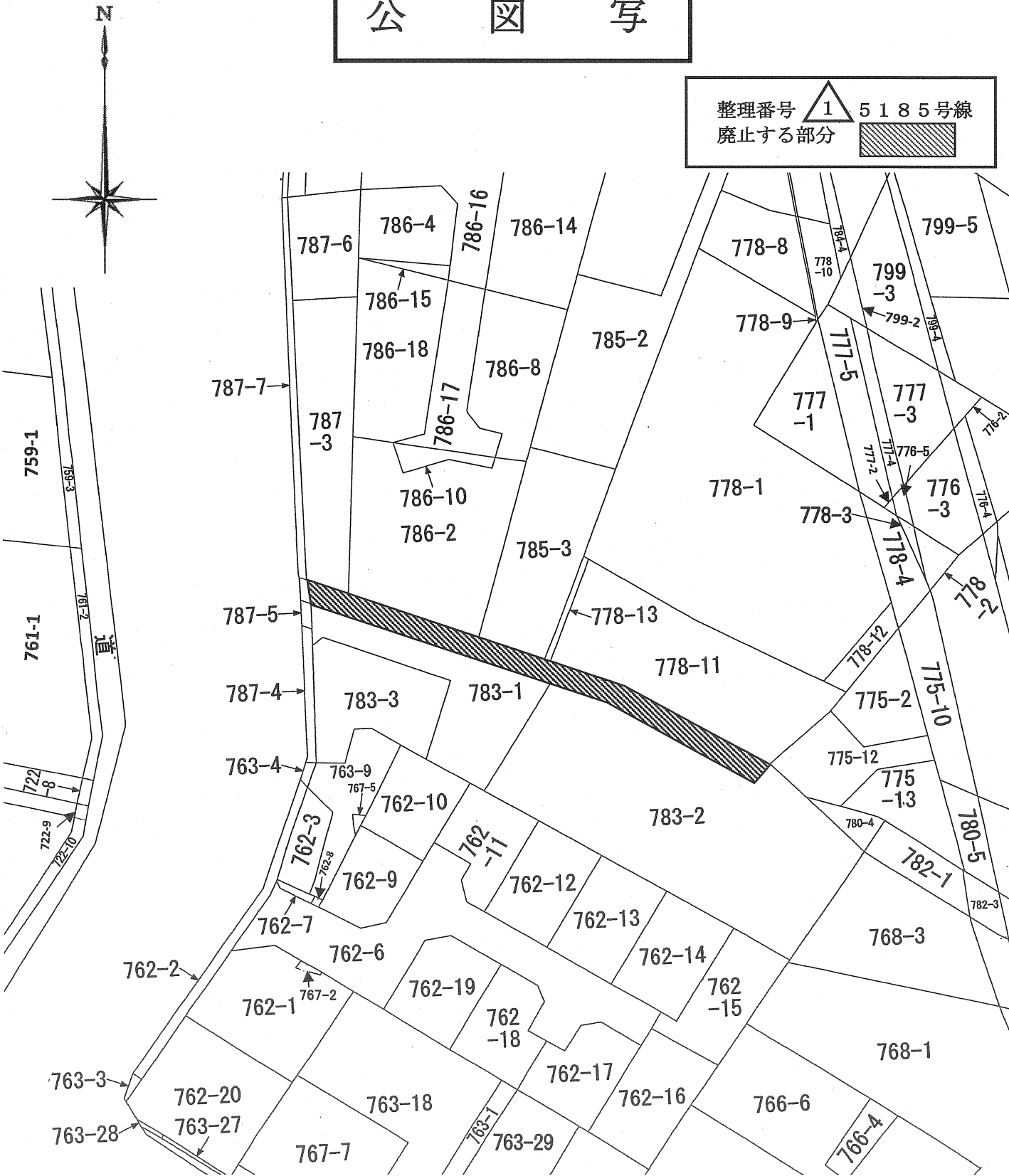
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号  1 5185号線
廃止する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和8年6月8日提出

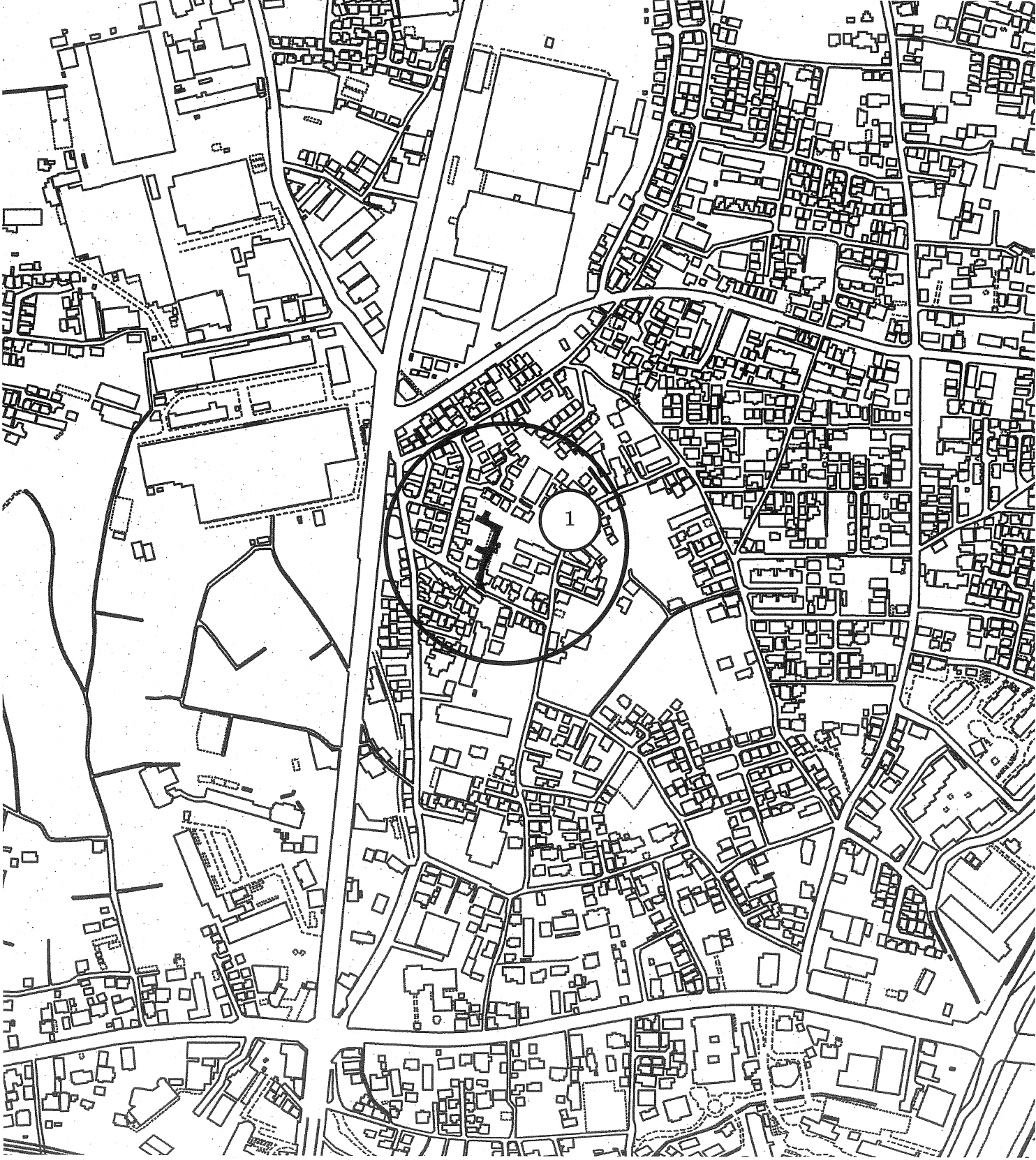
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	5808号線	今宿字萩原 791番45地先	今宿字萩原 791番57地先	m 84.53	4.50 m ~ 4.51

提案理由

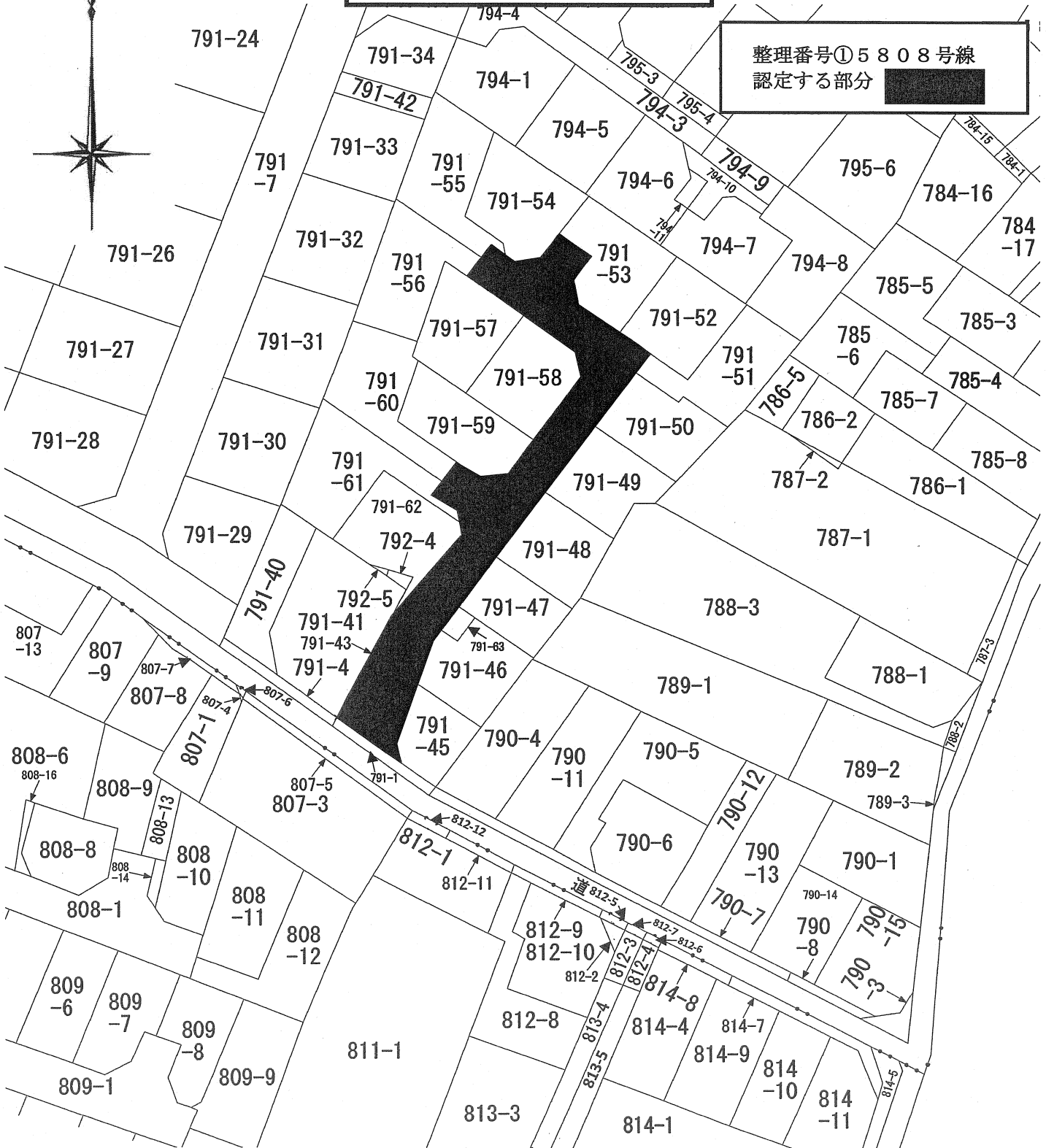
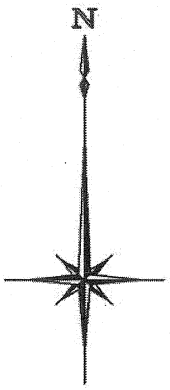
本案は、大洋建設株式会社が築造し、令和8年4月9日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 園 写

整理番号①5808号線
認定する部分 



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第243条の3第3項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 7 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 7 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 過次繰越額	計
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)松林地区 地域集会施設 整備事業	946,342,000 円	457,584,000 円		457,584,000 円
3 民生費	1 社会福祉費	松林地区 ボランティア センター整備事業	33,096,000	16,548,000		16,548,000
		松林地区 地域包括支援 センター整備事業	50,510,000	25,255,000		25,255,000
	2 児童福祉費	こどもセンター 整備事業	153,533,000	9,507,000		9,507,000
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所庁舎 整備事業	3,171,219,000	170,494,000		170,494,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業 (護岸工)	393,492,000	259,356,000	114,136,000	373,492,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
177,933,678	279,650,322	279,650,322	64,850,322		214,800,000	
6,290,925	10,257,075	10,257,075	2,257,075		8,000,000	
9,547,397	15,707,603	15,707,603	3,407,603		12,300,000	
9,466,415	40,585	40,585	40,585			
169,778,585	715,415	715,415	215,415		500,000	
144,368,600	229,123,400	229,123,400	886,000		7,700,000	220,537,400

令和7年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
8 土木費	3 河川費	駒寄川 整備事業	135,274,000	50,000,000		50,000,000
10 教育費	3 中学校費	学校施設整備事業 (浜須賀中学校南棟 大規模改修工事)	718,680,000	251,042,000		251,042,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

支 出 済 額 及 び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
17,990,000	32,010,000	32,010,000	8,010,000		24,000,000	
223,696,000	27,346,000	27,346,000	5,746,000		21,600,000	

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	一般管理経費	693,000	693,000
		車両管理経費	343,000	342,218
		情報化推進経費	29,743,000	29,743,000
		アーバンスポーツ推進事業	1,980,000	1,980,000
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	15,799,000	12,298,000
		システム標準化関連経費	3,432,000	3,432,000
	3 民生費	1 社会福祉費	公的介護施設等整備推進事業補助金	7,730,000
物価高騰対応重点支援事業(社会福祉総務費)			15,986,000	15,986,000
障がい者福祉管理経費			8,522,000	8,522,000
予防保全事業			66,783,000	66,783,000
物価高騰対応重点支援事業(障がい者福祉費)			5,887,000	5,887,000
養護老人ホーム湘風園関係経費			19,773,000	7,779,336
松林ケアセンター管理経費			3,300,000	3,267,000
2 児童福祉費		職員給与費	4,702,000	860,453

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
	693,000				
				19,796	322,422
					29,743,000
					1,980,000
	12,298,000				
	3,432,000				
	7,730,000				
	15,986,000				
	4,260,000				4,262,000
			60,100,000		6,683,000
	5,887,000				
			6,200,000		1,579,336
					3,267,000
	860,453				

令和7年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
3 民生費	2 児童福祉費	ファーストプレゼント事業	42,208,000	21,826,237
		物価高対応子育て応援手当	800,000,000	42,700,000
		物価高対応子育て応援手当 支給事務費	28,119,000	10,287,356
	3 生活保護費	生活保護総務管理経費	1,832,000	1,832,000
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援事業 (保健衛生総務費)	12,345,000	12,345,000
	2 清掃費	収集車等購入経費	29,988,000	29,988,000
6 農林水産業費	1 農業費	物価高騰対応重点支援事業 (農業振興費)	4,805,000	4,805,000
	2 水産業費	漁港機能保全事業	94,897,000	94,897,000
7 商工費	1 商工費	職員給与費	3,389,000	2,878,662
		道の駅整備推進事業	52,021,000	51,482,000
		物価高騰対応重点支援事業 (商工振興費)	1,783,860,000	1,783,308,240
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	102,906,000	98,206,000
		道路舗装修繕事業	124,316,000	124,316,000
		香川甘沼線道路改良事業	48,331,000	48,331,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
7,275,412					14,550,825
	42,700,000				
	10,287,356				
	440,000				1,392,000
	12,345,000				
			22,300,000		7,688,000
	4,805,000				
8,740,422	27,000,000		48,400,000		10,756,578
	2,878,662				
					51,482,000
	1,783,308,240				
	18,410,000		41,800,000		37,996,000
	7,390,000		116,800,000		126,000
	20,000,000				28,331,000

令和7年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	上赤羽根堤線道路改良事業	15,372,000	15,372,000
		市道7449号線道路改良事業	35,285,000	35,285,000
		市道0109号線歩道設置事業	21,558,000	21,170,280
		市道0110号線歩道設置事業	16,537,000	8,312,764
		行谷芹沢線道路改良事業	92,916,000	92,915,450
		下寺尾芹沢線道路改良事業	177,011,000	177,011,000
		道路照明灯等関係経費	4,211,000	4,210,800
		浜園橋橋りょう整備事業	40,670,000	37,490,000
		橋りょう等長寿命化推進事業	122,035,000	119,788,000
	3 河川費	千ノ川整備事業	920,237,000	600,941,100
	4 都市計画費	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	33,298,000	33,297,400
		新国道線街路事業	238,097,000	235,596,315
		茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業	7,385,000	7,385,000
9 消防費	1 消防費	消防施設設備維持管理経費	6,842,000	6,842,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
	7,632,680		6,500,000		1,239,320
			31,700,000		3,585,000
	2,801,931		12,500,000		5,868,349
	3,999,183		3,800,000		513,581
	47,300,000		33,000,000		12,615,450
			132,600,000		44,411,000
					4,210,800
			2,000,000	11,740,000	23,750,000
	34,750,000		37,700,000		47,338,000
			582,800,000		18,141,100
					33,297,400
	35,902,750		47,300,000		152,393,565
					7,385,000
			5,100,000		1,742,000

令和7年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
9 消防費	1 消防費	消防通信業務管理経費	440,000	440,000
		消防車両整備事業	58,476,000	58,476,000
10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育指導関係経費	4,285,000	4,285,000
		教育事務委託負担金	645,000	645,000
	2 小学校費	学校施設整備事業	606,562,000	333,159,000
		予防保全事業	125,480,000	125,480,000
		施設設備補修費	4,638,000	3,939,100
		特別支援学級関係経費	20,646,000	20,646,000
	3 中学校費	学校施設整備事業	208,652,000	208,652,000
		特別支援学級関係経費	30,668,000	30,668,000
	4 学校給食費	学校給食施設設備補修費	6,665,000	5,115,000
	5 社会教育費	管理運営経費	2,706,000	2,706,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
				440,000	
	15,662,000			31,674,000	11,140,000
					4,285,000
			500,000		145,000
	34,398,000		297,600,000		1,161,000
			112,800,000		12,680,000
					3,939,100
	8,072,000		9,400,000		3,174,000
238,000	24,114,000		184,300,000		
	12,704,000		14,800,000		3,164,000
					5,115,000
			2,400,000		306,000

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市公共下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
		雨水施設整備事業	1,246,393,000	594,166,062	151,426,000
		汚水施設整備事業	267,283,000	142,266,568	21,285,000
1 資本的支出	1 建設改良費	長寿命化事業	636,214,000	428,028,878	205,553,000
		地震対策事業	154,696,000	34,235,300	44,520,000
		中島ポンプ場整備事業	650,924,000	38,416,000	612,508,000

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金	そ の 他			
円	円	円	円	円	円	
886,130	97,950,000		52,589,870	500,800,938		事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
	21,285,000			103,731,432		事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
44,764,500	79,800,000	28,315,875	52,672,625	2,632,122		国の令和7年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
10,090,000	34,430,000			75,940,700		河川管理者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
146,120,000	466,335,000		53,000			河川管理者との協議に時間を要したことにより、先行工事に遅れが生じ年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市病院

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 病院事業費用	1 医業費用	物品等補給管理経費 (窓付封筒作成業務)	176,000		176,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円	円	円	円 176,000	円	円	年度末に年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため繰越するものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年3月25日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金220,000円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和7年11月12日午前9時00分頃、浜見平13番1号コンフォール茅ヶ崎浜見平敷地内において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が転回するため後退した際、相手方の車止めポールに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年5月12日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金72,300円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年12月15日午後2時20分頃、下町屋二丁目8番18号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が交差点を右折する際、相手方の塀に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年5月12日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金67,100円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和8年2月26日午前9時00分頃、高田一丁目6番24号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が対向車を避けるため道路端へ寄せた際、相手方車庫の雨どいに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年5月14日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金304,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和8年3月4日午前7時15分頃、円蔵二丁目6番32号において、単独柱に設置している道路反射鏡が転倒し、駐車場に駐車していた相手方の車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。